ACSES ニュースレター_２１５２号（2021 年８月３日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（14 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・5 年半で医療死亡事故ゼロ？　大学病院の報告件数に 10 倍超の差<新聞報道>
・ネコ、イヌからマダニ感染症　12 件確認、死亡例も<Web 報道>
◇事故、事件の続報
・三菱電機、業務用空調で検査不備　該当製品は 4 万台超に<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について<環境省>
〇熱中症対策
・エアコンのサブスク普及へ　熱中症対策で利用しやすく―環境省<Web 報道>
・健康ならジュースでもコーラでも大丈夫　真夏の水分補給<新聞報道>
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・美浜のテロ対策施設、来年９月に　関西電力が発表<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症)
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 食品安全衛生関係
◇特定保健用食品の表示許可について<消費者庁>
◇ウクライナからの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について<農林水産省>
◇フランスのオート・サヴォワ県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について<農林水産省>
[4] 温暖化対策関係
◇常圧 CO2 からプラ合成、世界初　大阪市大などが成功<新聞報道>
[5] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　３件
[6] その他省庁発表
◇個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン関係：５件<官報>
◇その他：３件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　４件　　[開催記録、報告、資料等]　　１件
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件
[付録]
◇なぜ飲酒運転事故は厳罰化が進んでも起きるのか？　自分では気付きにくいアルコール依存の現実<Web 報道>

勿布（ホップ、[雌花]

****

[1] *化学物質関係事故、事件関係*

◇*その他の事故、事件*

・5年半で医療死亡事故ゼロ？　大学病院の報告件数に10倍超の差

＜毎日新聞　2021年8月3日＞　https://mainichi.jp/articles/20210802/k00/00m/040/151000c

患者の死亡事故が起きた医療機関に原因調査や第三者機関への報告を義務づけた国の医療事故調査制度で、大学病院など全国の各特定機能病院の報告件数は、制度開始から5年半で10倍を超える開きがあることが判明した。最も多いのが17件である一方、「0件」とする病院もあった。報告対象は「予期せぬ死亡」だが、報告に積極的か消極的かという態度の違いで、専門性の高い大学病院でも予期していたかどうかの判断に差が生じ、実際には報告件数よりも多い事故が起きている可能性がある。

平均の報告は3.64件、最多17件

特定機能病院は、高度な治療を提供する能力があると厚生労働相が承認した病院。毎日新聞は4～6月、全87の特定機能病院にアンケートを実施。医療事故調査制度が始まった2015年10月から21年3月末までに第三者機関「医療事故調査・支援センター」へ報告した件数などを尋ね、半数を超える47病院から回答を得た。報告件数は京都大病院が最も多い17件、次いで熊本大病院が8件…

・ネコ、イヌからマダニ感染症　12件確認、死亡例も

＜共同通信　2021年8月3日＞　https://nordot.app/795075339044388864?c=39546741839462401

ネコやイヌなどのペットから人に致死率の高い感染症「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」がうつった例が少なくとも12件確認され、うち1件は死亡していたことが3日、国立感染症研究所などの調査で分かった。原因ウイルスを保有するマダニに刺されたペットがまず感染し、さらに人に広がったとみられる。SFTSに感染したネコの事例は300件超に上ることも判明した。

SFTSは致死率が6～30％と高いことで知られ、西日本から徐々に東日本へと確認地域が広がっている。感染研の前田健・獣医科学部長は「SFTSの発生のうち、数％が動物から人への感染である可能性がある」と話した。

◇*事故、事件の続報*

・三菱電機、業務用空調で検査不備　該当製品は4万台超に

＜共同通信　2021年8月2日＞　https://nordot.app/794891502643101696?c=39546741839462401

三菱電機が、冷熱システム製作所（和歌山市）で2014～21年に製造したビルや工場、店舗など業務用の空調機器の一部で適切な検査を実施せずに出荷していたことが2日分かった。一部の検査装置が断線により正常に稼働していなかったためで、該当製品は4万338台に上る。このうち2430台は法令で検査が義務付けられており、同社が改めて全数を点検する方針だ。

長崎製作所（長崎県時津町）で生産する鉄道車両向け機器の検査で不正が発覚したことを受け、検査体制を再点検して判明した。三菱電機は空調機器の安全性に問題はないと説明しているが、検査体制の信頼性が改めて問われそうだ。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について

＜環境省　2021年8月2日＞　https://www.env.go.jp/press/109830.html

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和３年８月２日に行い、判定結果を機構に通知しました。

.◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）

医療費等の申請に係る 131 件、特別遺族弔慰金等の請求に係る 33 件について医学的判定を行いました※１※２。

これらのうち、石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。

※１　うち 41 件（医療費等：28 件、特別遺族弔慰金等：13 件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

※２　このほか、認定の更新申請に係る１件について、認定疾病が有効期間の満了後においても継続するとは認められないとの医学的判定が行われました。なお、認定の更新申請に係るその他の案件については、申請書に添付された診断書等において認定疾病が有効期間の満了後においても継続することが明らかであったことから、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係）について（通知）（令和元年５月７日 環保企発第 1905071 号 環境省大臣官房環境保健部長通知）」等に基づき、環境大臣に医学的判定を申し出ることなく、機構において更新の手続がとられています。

添付資料

別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116546.pdf

○*熱中症対策*

・エアコンのサブスク普及へ　熱中症対策で利用しやすく―環境省

＜時事ドットコム　2021 年８月３日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2021080200726&g=soc&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

---

・健康ならジュースでもコーラでも大丈夫　真夏の水分補給

＜朝日新聞　2021 年８月３日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP7X2SSSP7VULBJ016.html?iref=comtop_7_03

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・美浜のテロ対策施設、来年９月に　関西電力が発表

＜共同通信　2021 年８月２日＞　https://nordot.app/794860168783249408?c=39546741839462401

関西電力は２日、運転開始から 44 年を超えて再稼働した美浜原発３号機に設置が義務付けられているテロ対策のための「特定重大事故等対処施設」（特重施設）を、来年９月ごろに完成させると発表した。施設の設置期限は今年 10 月 25 日のため、同 23 日に運転をいったん停止、来年 10 月に再開する方針。

同じく運転開始 40 年超の高浜原発１、２号機は、特重施設を 2023 年５月ごろに完成させ、同 6～7 月に再稼働させる。高浜２号機で未完了だった安全対策工事は今年 12 月ごろに終える。

運転中の大飯原発３、４号機の特重施設は、３号機は来年 12 月ごろ、４号機は来年８月ごろ完成予定とした。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=lW68NgbIeNUFPsEHY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年８月２日版）

＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W6By-MgGthvL8AHJY
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=rVaEDj7wQO09BvE_Y

◇デルタ株「感染力最も強い」　水痘に匹敵と CDC 所長
＜共同通信　2021 年８月１日＞　https://nordot.app/794528163671851008?c=39546741839462401
　米疾病対策センター（CDC）のワレンスキー所長は１日までに、新型コロナウイルスでインド由来のデルタ株が「これまで知られた中で最も感染力の強いウイルスの一つ」との見解を示した。米 CNN テレビが報じた。
　CDC は最近まとめた内部文書で、デルタ株は中東呼吸器症候群（MERS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、季節性インフルエンザなどより感染力が大幅に強いと指摘。感染者１人当たり 8～9 人程度に感染させるとした。ワレンスキー氏は CNN に、水痘（水ぼうそう）に匹敵するぐらいの感染力があるとの見方を示した。

[対策・予防]

◇<u>省庁発表</u>

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yDyeEiGNptLcIBJY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1iKADD-TuMzCOAxY
・厚生労働科学研究班に関する事項を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3iqIBDebsMTKMERY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Rb5vDk-2kVNUwrvXY
・入国時の誓約に違反した事例についてを更新しました
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=YZpLKmuStXdw5oLzY
・検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出についてページを更新しました。
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=aZJDImOavX947ov7Y
・「変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域について」「新型コロナウイルス変異株流行国・地域への新たな指定について 」を更新しました
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=f4RVNHWMq2lu-JrtY

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・接種についてのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=WaJw-soEtBnJ8gDLY
　　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=f4RVNHWMq2lu-ILtY
・新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=HeY3VhfuyQsMmvqPY
・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=nWa31pduSYuMGnsPY
・新型コロナワクチンの有効性・安全性について
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3ipyIlwV5WSBHoRY
・モデルナ社の新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3ipyIlwV5WSBHsRY
・アストラゼネカ社の新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=gXqryotyVZeQBnoTY
・新型コロナワクチンの開発状況について

＜厚生労働省　2021年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=gXqryotyVZeQBnsTY
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=d4xdPH2Eo2Fm8IvlY

・予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第136号）
［官報］　令和３年８月２日　特別号外　第66号　1～2頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210802/20210802t00066/20210802t000660001f.html

○厚生労働省令第136号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条、附則第七条第一項並びに同条第二項の規定により適用する同法第七条及び第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年８月２日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>附　則
第十七条　法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳＣｏＶ２）及びコロナウイルス（Ｓ　ＡＲＳＣｏＶ２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）とする。
第十九条　法附則第七条第二項の規定により適用する法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。
<table>
<tr><th>症　状</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td>アナフィラキシー</td><td>四時間</td></tr>
<tr><td>血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）</td><td>二十八日</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>附　則
第十七条　法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳＣｏＶ２）とする。
第十九条　法附則第七条第二項の規定により適用する法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。
<table>
<tr><th>症　状</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td>アナフィラキシー</td><td>四時間</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則 （新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）	附　則 （新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）

第六条　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。	**第六条**　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合におけるこの省令の規定の適用については、第六条中「第二条第二号から第十号まで」とあるのは、「第二条第一号から第四号まで及び第十号」とする。
一　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第四号及び第五号並びに次条において同じ。）に係る予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの（新設）	（新設）
二　明らかな発熱を呈している者　（新設）	（新設）
三　重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（新設）	（新設）
四　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者（新設）	（新設）
五　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を使用する場合にあっては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）を発症したことがある者及び毛細血管漏出症候群の既往歴のあることが明らかな者	（新設）
六　第二号から前号までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者	（新設）
（新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種の方法）	
第七条　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。	**第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を二十七日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

・新型コロナ治療薬「抗体カクテル療法」　自宅療養者優先を要望

＜NHK　2021 年 8 月 3 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210803/1000068220.html

２つの薬を同時に使うことから「抗体カクテル療法」と呼ばれる、新たに承認された新型コロナウイルスの治療

薬について、千葉県は当面、対象を入院患者に限るとしている国に対し、自宅などで療養している患者への使用を優先するよう要望しました。
先月、新たに承認された新型コロナウイルスの治療薬、「カシリビマブ」と「イムデビマブ」は、同時に点滴投与することで２種類の抗体が作用してウイルスの働きを抑える「抗体カクテル療法」という治療法で使われます。
供給量が限られていることから、国は、軽症から中等症の患者のうち、高齢者や、基礎疾患などの重症化リスクがある人で当面、入院患者に限って使用することにしていますが、千葉県は、感染の急拡大によって、リスクのある人も含め、軽症患者などは自宅やホテルで療養しているとして、こうした患者に投与できるよう外来患者への使用を優先すべきだとする要望書を厚生労働省に提出しました。
県は自宅などで療養している患者が外来診療を受けた際にこの治療薬を投与し、患者が入院するのを防ぎたいとしています。
また、千葉県のように感染者が多い地域に重点的に配分することも求めていて、「特に４０代から５０代を重症化させないことが喫緊の課題で、治療が円滑に行えるようにしてほしい」としています。
「抗体カクテル療法」に関する国への要望について、熊谷知事は記者団に対して「千葉県を含む１都３県では軽症患者が入院できない状況になり、ホテル療養や自宅療養中でも本来、この治療薬を投与されるべき人も含まれている。千葉県のような感染が爆発している地域に重点的にこの薬を配布し、外来でも投与できる環境を一日も早く実現させてほしい」と述べました。
１日時点で千葉県内では療養中の感染者４８０５人の６８％にのぼる３２７３人が自宅療養中になっていて、熊谷知事は「感染爆発を想定して血液中の酸素の状態をみるパルスオキシメーターを大量配備し、往診のスキームも作っている。自宅療養者へのしっかりとしたモニタリングと医療へのアクセスは保障されるようにしていきたい」と述べました。

・高齢者の接種完了、7 月末で 75%
＜朝日新聞　2021 年 8 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP8273BWP82UTFK00S.html

・イスラエル、3 回目接種を開始　デルタ株に対応、60 歳以上対象
＜共同通信　2021 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/794674823536869376?c=39546741839462401
・EU 向けワクチン値上げか　ファイザーとモデルナ
＜共同通信　2021 年 8 月 2 日＞　https://nordot.app/794863001660735488?c=39546741839462401

◇<u>大学等関係</u>
・<u>東京都 都心部の大学で学生にワクチン接種を開始</u>
＜NHK　2021 年 8 月 3 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210803/1000068222.html
新型コロナウイルスの感染が多く確認されている若者へのワクチン接種を進めようと、都は都心の大学で２日から学生たちに接種を始めました。
接種が始まったのは、東京・渋谷区にある青山学院大学です。
食堂に受付と問診、ワクチンを接種する場所が設けられ、予約した学生たちが次々と接種を受けていました。
都内では感染が確認される人の多くが若い世代で、都は、こうした世代の接種を加速させて急拡大を封じ込めたい狙いです。
接種を受けた女子学生は「家族に高齢者がいるので感染リスクを減らすために接種を受けました」と話していました。
また、男子学生は「副反応よりも感染してしまう不安の方が大きかった。ワクチンを打ったことで以前の学生生活を送ることができたらいいと思う」と話していました。
若い世代には接種をためらう傾向があると指摘されるなか、都は、「接種した若者が増えることで自分も接種したいと思えるような環境を作りたい」と話しています。
都は、国立市にある一橋大学でも２日から接種を始めたほか、八王子市にある都立大学南大沢キャンパスにも今月７日から会場を設けることにしています。

◇マスコミ報道　見出し

・都道府県境またぐ旅行・帰省は原則中止を

＜共同通信　2021 年８月１日＞　https://nordot.app/794445469040558080?c=39546741839462401

・自宅療養が３万人に急増　６都府県、10 日余りで３倍に

＜共同通信　2021 年８月２日＞　https://nordot.app/794873631522471936?c=39546741839462401

・政府、肺炎など中等症も自宅療養　原則入院を転換、重症者に限定

＜共同通信　2021 年８月２日＞　https://nordot.app/794881306802929664?c=39546741839462401

****

[3] *食品安全衛生関係*

◇特定保健用食品の表示許可について

＜消費者庁　2021 年８月２日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025111/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_210802_02.pdf

表示許可特定保健用食品：２件　　清涼飲料水　　乳果オリゴ糖

オリゴワン　イチゴヨーグルト味

オリゴワン　パインヨーグルト味

◇ウクライナからの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

＜農林水産省　2021 年８月２日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210802_3.html

農林水産省は、今般、ウクライナにおける鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、ウクライナからの家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。

◇フランスのオート・サヴォワ県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

＜農林水産省　2021 年８月２日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210802.html

農林水産省は、今般、フランスのオート・サヴォワ県における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、当該県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。

****

[4] *温暖化対策関係*

◇常圧 CO2 からプラ合成、世界初　大阪市大などが成功

＜朝日新聞　2021 年８月２日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7Y6GNGP7YPLBJ008.html

大阪市立大学や東北大学などの研究チームが、圧力をかけない常圧の二酸化炭素（CO2）からプラスチックの合成に世界で初めて成功したと発表した。地球温暖化につながる CO2 を、必要な化学品に変換していくことで削減できるかもしれない。

チームが合成したのは、プラスチックの一種ウレタンの原料ポリカーボネートジオール（PCD）だ。PCD を使ったウレタンは耐久性、耐水性に優れ、スーツケース、スポンジなどに利用される。

PCD は現在の製造工程では、一酸化炭素とホスゲンという気体を材料にして合成される。ホスゲンは毒ガスに使われるほど有毒で、無毒な材料を使った新たな技術の開発が求められていた。

市立大の田村正純准教授が材料として注目したのが、世界で削減が求められている CO2 だ。チームはこれまでの研究で、酸化セリウムを触媒に使うことで、CO2 とジオール（アルコールの一種）から PCD を合成することに成功していた。

ただ、副産物として水が発生するため、脱水剤が必要で、脱水剤はゴミになるといった課題もあった。CO2 を高圧にする必要もあった。

そこで、脱水剤を使わずに水を除くために、200 度を超える高温下で反応させ、水だけを蒸発させた。脱水剤を使わないため、従来の方法より得られる PCD の純度も高い。CO2 も常圧のまま利用することができたという。

田村准教授は「高圧二酸化炭…

****

[5] *調査、公募、意見募集等*

[公募、意見募集等]

◇福島県対策地域内の高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理方針に対する意見の募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2021 年８月２日＞　https://www.env.go.jp/press/109862.html

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）の三次公募について
＜環境省　2021 年８月２日＞　https://www.env.go.jp/press/109842.html

◇令和３年度　厚生労働科学研究費補助金公募要項（３次）
＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=X6R1FFWsi0l02LvNY

****

[6] *その他省庁発表*

◇個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（個人情報保護委員会告示第３号）
　　［官報］　令和３年８月２日　号外　第 176 号　18～103 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210802/20210802g00176/20210802g001760018f.html

---

◇個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（個人情報保護委員会告示第４号）
　　［官報］　令和３年８月２日　号外　第 176 号　104～137 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210802/20210802g00176/20210802g001760104f.html

---

◇個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（個人情報保護委員会告示第５号）
　　［官報］　令和３年８月２日　号外　第 176 号　137～145 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210802/20210802g00176/20210802g001760137f.html

---

◇個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）の一部を改正する告示（個人情報保護委員会告示第６号）
　　［官報］　令和３年８月２日　号外　第 176 号　145～174 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210802/20210802g00176/20210802g001760145f.html

---

◇個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（個人情報保護委員会告示第７号）
　　［官報］　令和３年８月２日　号外　第 176 号　175～184 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210802/20210802g00176/20210802g001760175f.html

---

◇石油精製業の事業適応の実施に関する指針（経済産業省告示第 155 号）
　　［官報］　令和３年７月 30 日　特別号外　第 64 号　203～205 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210730/20210730t00064/20210730t000640203f.html

---

◇化学産業の事業適応の実施に関する指針（経済産業省告示第 161 号）
　　［官報］　令和３年７月 30 日　特別号外　第 64 号　213～214 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210730/20210730t00064/20210730t000640213f.html

---

◇学習塾業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（経済産業省告示第 168 号）

［官報］ 令和３年７月 30 日　特別号外　第 64 号　219～221 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210730/20210730t00064/20210730t000640219f.html

****

[7] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）

＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R7xu5NQaqgfX7ADVY

・第 66 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第 15 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web 会議）の開催について

８月４日

＜厚生労働省　2021 年８月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=X6R2_MwCsh_P9ADNY

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（２）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について

（３）麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、肺炎球菌（23 価）、ＨＰＶ、百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌（7 価、13 価）、Hib、BCG、日本脳炎、B 型肝炎、ロタウイルス、インフルエンザのワクチンの安全性について

（４）その他

・中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合（第９回）の開催について　　８月４日

＜環境省　2021 年８月２日＞　https://www.env.go.jp/press/109848.html

＜経済産業省　2021 年８月２日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/41446

（１）地球温暖化対策計画（案）

（２）パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の構成（案）

・「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議（第８回）　　８月６日

＜経済産業省　2021 年８月２日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/41426

促進区域指定ガイドラインに基づく「有望な区域」の運用に関する論点（予定）

[開催記録、報告、資料等]

・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会　群分離・核変換技術評価タスクフォース（第１回）配布資料　　７月 30 日

＜文部科学省　2021 年８月２日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af5Fac3p4w21oSbI

1. 群分離・核変換技術評価タスクフォースの設置について
2. 群分離・核変換技術のこれまでの経緯・研究開発状況について
3. その他

****

[8] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 48 号）

［官報］ 令和３年８月２日　号外　第 176 号　16～17 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210802/20210802g00176/20210802g001760016f.html

○農林水産省令第 48 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年８月２日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）
第九条　法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知事が必要があると認めた場合のほか、ヨーネ病に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年行わなければならない。
２　前項の規定による命令により実施する検査（ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。
一～六　（略）
第十条　法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。
<table><tr><th>監視伝染病の種類</th><th>命令を行う場合</th></tr><tr><td>一　牛疫、牛肺疫、口蹄てい疫、狂犬病、水疱ほう性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽そ、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻すう獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、</td><td>上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生するお</td></tr></table></td><td>（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）
第九条　法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予防するため行う命令は、都道府県知事が必要があると認めた場合のほか、ブルセラ症、結核又はヨーネ病に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年行わなければならない。
２　前項の規定による命令により実施する検査（ブルセラ症、結核、ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、ブルセラ症又は結に係るものにあつては農林水産大臣が定める区域内で飼育している第一号から第四号までに掲げる牛を対象として、ヨーネ病に係るものにあつてはこれらの号に掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。
一～六　（略）
第十条　法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。
<table><tr><th>監視伝染病の種類</th><th>命令を行う場合</th></tr><tr><td>一　牛疫、牛肺疫、口蹄てい疫、狂犬病、水疱ほう性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽そ、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥</td><td>上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生するお</td></tr></table></td></tr>
</table>

豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、ランピースキン病、類鼻疽そ、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、仮性皮疽、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥かい癬せん、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、豚水疱ほう疹しん、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、兎うさぎ粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ症	それがあると認めて農林水産大臣が指定した場合
二　（略）	
２　（略）	

インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、ランピースキン病、類鼻疽そ、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ニパウイルス感染症、馬ウイルス性動脈炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、仮性皮疽、小反芻すう獣疫、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥かい癬せん、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、豚水疱ほう疹しん、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、兎うさぎ粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ症	それがあると認めて農林水産大臣が指定した場合
二　（略）	
２　（略）	

別表第一ブルセラ症（牛の場合）の項、ブルセラ症（牛以外の家畜の場合）の項及び結核の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

・家畜伝染病予防法施行規則第十条第一項の表第一号下欄の規定に基づき、農林水産大臣が国内で発生するおそれがあると認める監視伝染病を指定する件（農林水産省告示第 1275 号）

［官報］　令和３年８月２日　号外　第 176 号　184 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210802/20210802g00176/20210802g001760184f.html

○農林水産省告示第 1275 号

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第十条第一項の表第一号下欄の規定に基づき、国内で発生するおそれがあると認める監視伝染病を次のように指定する。

令和３年８月２日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

一　ブルセラ症

二　結核

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

****

[付録]

◇なぜ飲酒運転事故は厳罰化が進んでも起きるのか？

自分では気付きにくいアルコール依存の現実

＜共同通信　2021 年８月２日＞　https://nordot.app/793383662131445760

千葉県八街市で６月２８日、トラックが下校中の小学生の列に突っ込み、５人が死傷した。危険運転致死傷罪で起訴された運転手の男（６０）の呼気からは、基準値以上のアルコールを検出。男は「事故前にコンビニで酒を買った」「車内で飲んだ」といった趣旨の供述をしている。

運転手の男がアルコール依存症かどうかは現時点では断定できない。が、ＮＰＯ法人ＡＳＫ（アルコール薬物問題全国市民協会）の今成知美代表は、男が依存症に陥っている疑いが強いと指摘する。飲酒運転による悲惨な事故を減らすには、何が必要なのか。今成代表に聞いた。（共同通信＝山岡文子）

▽コロナ禍で増加？

―職業ドライバーが、仕事中に飲酒するとは考えられない。

酒を買っても、普通なら帰宅するまで待てるが、それができないのがアルコール依存症。報道から推測すると、被告は依存症が強く疑われる。

統計を取っているわけではないものの、最近、増えたと実感しているのが、車でコンビニに酒を買いに行ったときの事故。家で飲んでいるうちに酒が足りなくなり、車でコンビニに突っ込む、買った酒を駐車場で飲み、帰りに事故を起こすなど、インターネットで記事を探すと次々に見つかる。以前からこうしたケースはあったが、新型コロナの感染が拡大した、この１年ぐらいで特に増えた印象だ。

―厳罰化が進んでも、警察庁によると２０２０年の飲酒運転による死亡事故は１５９件も起きた。

モラルに訴えても飲酒をやめられない人が事故を起こしているのではないだろうか。依存症の予備軍や大量に酒を飲む人の存在が、うかがえる。

▽有効な終業時の検査

―本人は、自分がアルコール依存症だと気付かないものか。

依存症は、突然なるわけではない。飲酒量が少しずつ増え、いつの間にか進行するので本人は気付きにくい。仮に本人が酒をやめようと思っても、やめられないコントロール障害なのに「努力が足りない」と誤解されやすい。

―上司や同僚が先に気付く場合が多いのか。

「自分はそんなに飲んでいない」「この程度なら運転できる」と依存症の人が思っていても、周囲が気付くことがあるのは確かだ。しかし、今からトラックを運転する従業員が酒臭いからといって、代わりの運転手を見つけるのは簡単ではない会社も多いのではないか。結果的に見て見ぬふりが起きてしまっている恐れもある。

トラックの運転手は、緊張が続く運転が終わればリラックスするために酒を飲みたくなるものだ。運転手にかぎらず、シフト勤務で働く人は、寝る時間をコントロールする手段として寝酒を飲んだり、昼間に仕事が終わって、みんなで飲みに行ったりといった傾向が強いため、依存症になりやすいと思う。

―アルコール検査は有効か。

起訴された被告の勤務先は、検査が義務付けられていない業態だったというが、職業ドライバーを雇う会社は、義務付けられているかどうかにかかわらず、検査を行うべきだ。

就業前だけでなく、仕事を終えるときも職場で検査すれば、業務中の飲酒の歯止めになる。アルコール検査中の運転手の画像を、職場で確認できる検知器もある。終業時に職場に戻れなくても検査はできるため、いわゆる「すり抜け」は防げる。ただ、機器の購入やメンテナンスに費用がかかるため、規模の小さい企業には負担になるかもしれない。しかし、一度事故を起こせば企業の信用は失われる。事故防止だけでなく、会社と従業員を守るためにも必要な投資だ。

▽研修で意識を変える

―予防には、どんな対策が必要か。

職場が飲酒運転に厳しい態度で臨めば、ドライバーも自分の飲酒行動に注意せざるを得ない。そのためには、アルコール問題に関する基礎知識を、誰もが持つことが必要だ。ＡＳＫでは、勤務先のアルコール検査でひっかかった人を対象にした研修や、社員数が多い企業向けのｅラーニング、社内で飲酒運転の予防を啓発する講師の養成講座などを行っている。

飲んだ酒の量ではなく、酒に含まれる純アルコール量を把握できていない人が、圧倒的に多い。例えば「グラス１杯の焼酎」は、薄め方やグラスの大きさで千差万別だ。どの研修も、ここに気付いてもらうことに重点を置いている。１日当たり２０グラムのアルコール摂取なら、節度ある適度な飲酒とされる。アルコール分５％のビールの場合、５００ミリリットル１缶程度。筋肉量や年齢によって違うが、分解に約４時間かかる。女性や高齢者は、さらに時間が必要だ。

―研修は現場で、どう役に立つのか。

受講者の中には「自分の飲み方に問題があった」と納得し、飲む量を減らす人もいる。「体調がよくなった」「血圧が下がった」などの効果を実感し、それを同僚に伝えれば説得力がある。結果的に問題のある酒の飲み方を変えられる人が増える。

依存症予備軍の人や、純アルコールに換算して１日当たり平均６０グラムを超える酒を飲む「多量飲酒」の人を早く見つけ、治療につなげるには、検査と知識の両方が不可欠だ。アルコール依存症になると「常に酒に酔っており、ろれつが回らない」といった固定観念があるかもしれないが、働きながら依存症になる人も多く、大変身近な病気だ。さまざまな問題を起こして家族や同僚から非難され、社会から排除されれば回復は、より難しくなることをぜひ知ってもらいたい。

×　×

今成知美（いまなり・ともみ）氏　１９８３年のＡＳＫ発足から関わり、８５年に代表に就任。アルコール健康障害対策基本法の制定に向けて活動し、２０１４年の法施行後は、推進基本計画の策定に携わった。薬物、ギャンブル、インターネット、ゲーム依存の予防にも取り組んでいる。

********** 以上 **********